

定 款

株式会社タイミー

2026年1月28日 最終改定

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社タイミーと称し、英文では Timee, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 一. インターネットを利用した広告及び各種情報提供サービス並びに市場調査の運営
- 二. 企業の広告宣伝、販売促進及びマーケティングに関する企画、制作及びそれらに関するコンサルティング業務の運営
- 三. 各種イベントの企画、制作、運営、管理業務の運営
- 四. 労働者派遣事業
- 五. 有料職業紹介事業及び募集情報等提供事業
- 六. 各種のアウトソーシング業務の請負及びコンサルティング業務
- 七. 飲食店の経営、経営指導、企画立案及びコンサルティング業務
- 八. 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業
- 九. 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、販売、賃貸、運用並びにこれらの代理業
- 十. クレジットカード業
- 十一. 旅行業
- 十二. 清掃業
- 十三. 損害保険代理業並びに生命保険及び少額短期保険の募集に関する業務
- 十四. 銀行代理業及び電子決済等代行業
- 十五. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 一. 取締役会
- 二. 監査役
- 三. 監査役会
- 四. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、379,956,000 株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- 一. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 二. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 三. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主

をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議をもって代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって代表取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役の中から取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
3. 当会社の業務は、代表取締役社長が執行する。
4. 取締役会の決議により、代表取締役以外の者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序に従い、これに代わって招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第25条 当会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除等)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除等)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年4月30日とする。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 当会社が、剰余金の支払の提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第8章 附 則

(法令の準拠)

第45条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

(附則)

- 1 第41条の規定にかかわらず、第10期事業年度は、2025年11月1日から2026年4月30日までの6ヶ月とする。
- 2 本附則は、第10期事業年度に関する定時株主総会の終結をもってこれを削除する。